

付属資料

大和市文化芸術振興基本計画[第3期](案)の諮問・答申

やまと市民討議会の開催結果

モニタリング項目と目標数値の設定理由

大和市文化芸術振興条例

大和市文化芸術振興条例施行規則

大和市文化芸術振興基本計画〔第3期〕（案）の諮問・答申

大和市文化芸術振興審議会会長 殿

〔諮問〕

このことについて、大和市文化芸術振興基本計画〔第3期〕を策定するにあたり、別添「大和市文化芸術振興基本計画〔第3期〕案」について、貴審議会の意見を求めます。

平成31年2月15日

大和市長 大木 哲

大和市長 大木 哲 殿

〔答申〕

平成31年2月15日をもって諮問を受けました大和市文化芸術振興基本計画〔第3期〕案について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。計画の策定にあたっては、答申の趣旨をできる限り反映されるようお願いいたします。

平成31年3月13日

大和市文化芸術振興審議会 会長 深澤 徹

大和市文化芸術振興基本計画〔第3期〕案に対する意見

1 計画の策定にあたって

○「計画の性格」について

「健康都市やまと総合計画」の将来都市像と文化芸術の分野との関係性を分かりやすく表記する必要がある。

2 文化芸術を取り巻く環境の変化

○「2 幅広い情報通信技術の活用」について

「人と人とのつながりの希薄化」について、その課題に対応する方策を具体的に記載する必要がある。

3 計画の体系

○「取り組みの方針」について

「取り組みの方針」と「施策目標」の関連性が分かりづらいので、表記を工夫する必要がある。

○「方策3-1 文化芸術の本物の輝きに触れる機会の充実」について

「本物」の文化芸術がどのようなものが曖昧であることから、これに留意した文章表現とする必要がある。

4 文化芸術振興の担い手と役割・モニタリングについて

○文化芸術振興の担い手と役割

期待する役割について、方策3-2「子どもの文化芸術活動をサポートする体制の整備」および方策4-2「若者の創造活動への支援」について、「民間事業者、民間文化施設」にその役割を期待するよう記載を改める必要がある。

○モニタリングについて

モニタリング項目のみで文化芸術振興の進捗状況を確認するものではない旨を分かりやすく明記する必要がある。

5 その他

○多言語表記について

「多文化共生社会の実現」を目指す計画として、多言語表記に配慮する必要がある。



大和市文化芸術振興審議会 （委員名：敬称略・五十音順・答申時）

鎌田美佐子	公募市民
小林三夫	ウィーンホール代表
鈴木克則	大和市イベント観光協会事務局長
中島毅俊	公募市民
橋本典子	青山女子短期大学
服部直子	やまと子どもミュージカル顧問
深澤徹（会長）	神奈川大学外国語学部国際文化交流学科教授
伏見暢子	朗読わたげの会
吉川みちる	声楽家
米屋尚子	日本芸能実演家団体協議会

やまと市民討議会の開催結果

やまと市民討議会は、住民基本台帳から無作為に抽出した市民の方々へ参加を募り、市の取り組みに関するテーマについて議論していただくものです。

「本計画」の策定に合わせ、これからの文化芸術を担う若い世代の方々を対象として、『「文化の薫るまち—やまと—」の実現のために』をテーマに話し合う機会としました。

【開催概要】

- 日 時 2018年（平成30年）9月30日（日）
- 会 場 大和市市民交流拠点ポラリス Room6, 7
- 参加人数 39名（うち、市内在学高校生7名）
- グループワークのまとめ

当日は9つのグループに分かれ、各グループに割り振られた5つのテーマごとに、目指す成果を達成するために必要な取り組みについて話し合っていました。その後、最も共感できるアイデアについて参加者全員で投票を行いました。



【5つのテーマと目指す成果、提案されたアイデア】

テーマ	目指す成果
1 文化芸術をもっと身近に	文化芸術を鑑賞する市民の割合を増やす
<ul style="list-style-type: none"> ・合法落書き 落書きができるスペースを設置し、芸術に触れやすくする ・公園のトイレ”をおしゃれ(インスタスポット)にしてネットで拡散する ・子どものころから文化芸術に触れる！教育の場をつくる。 ・だれでも文化芸術に触れられる・・・SNSの活用！ ・大和出身のアーティストによる音楽教室を開いてもらう。 ・文化・芸術に関するイベントに合わせてフォトコンテストを開催(インスタ、You Tube etc...) 	
2 大和の歴史や文化を未来へ	大和市の歴史や文化がしっかりと継承されていると思う市民の割合を増やす
<ul style="list-style-type: none"> ・大和市週休3日条例制定～3日のうち1日は大和の歴史や文化に触れる～ ・大和の歴史を「インスタ映え」させよう ・大和版ポケモンGO！の開催 	
3 文化芸術でまちの活性化	文化芸術が盛んに行われていると感じる市民の割合を増やす
<ul style="list-style-type: none"> ・大和市＝文化って言いたい ・大和映え動画 ヤマトンがYoutuberに？！ ・文化芸術のコミュニティ～同世代で集まれる場を作ろう～ ・“文化のゆりかご”で子育てを！ ・大和市と付き合いませんか？あなたの声を聞かせて！！～アンケートBOXの設置～ ・芸術ポイント差し上げます 	
4 活発な文化芸術活動への参加	文化芸術活動をする市民の割合を増やす
<ul style="list-style-type: none"> ・「文化芸術活動」しやすいまちへ ・ランチ×イベント ・＃(ハッシュタグ)芸術とつながりたい 	
5 もっと知って欲しい大和の文化芸術	文化芸術イベントの認知度を上げ、参加者を増やす
<ul style="list-style-type: none"> ・活気ある学生によるイベント運営 ・交通弱者の方へのサポート ・宣伝ポスター大改革！！ ・夕方の駅前でポップアップイベント～日常的に触れる文化芸術～ 	

モニタリング項目と目標数値の設定理由

項目	計算式等	現状	目標	目標の設定理由
過去1年間において 1回以上文化芸術の 鑑賞を行った市民の割合	文化・芸術に関する 市民アンケート調査で測定	65.9% (2018)	80.0% (2023)	10人中8人が文化芸術を鑑賞している状態にすることを目標としました。
自ら文化芸術活動を行 っている市民の割合	文化・芸術に関する 市民アンケート調査で測定	30.5% (2018)	40.0% (2023)	各事業において、文化芸術を体験する機会を増やし、毎年2%程度ずつ伸ばすことを目標としました。
文化や芸術活動が盛んに 行われていると思う 市民の割合	総合計画に関する 市民意識調査で測定	45.7% (2016)	59.5% (2023)	文化芸術振興のための取り組みを推進し、毎年2%程度ずつ伸ばすことを目標としました。
大和市の歴史や文化は、 しっかりと継承されている と思う市民の割合	総合計画に関する 市民意識調査で測定	38.3% (2016)	45.5% (2023)	文化財に対する関心を高める取り組みを進め、毎年1%程度ずつ伸ばすことを目標としました。
歴史文化施設の利用者数	郷土民家園（カウンター数）＋ つる舞の里歴史資料館＋ 下鶴間歴史資料館利用者 （入園者＋入館者）数	54,443人 (2017)	61,200人 (2023)	郷土民家園（カウンター数）、つる舞の里歴史資料館、下鶴間歴史資料館3館の入園、入館者数を過去5年の最高値（61,216人）を目標としました。
つる舞の里歴史資料館 企画展の認知状況	文化・芸術に関する 市民アンケート調査で測定	13.8% (2018)	20.0% (2023)	本イベントの魅力をPRし、認知状況を毎年1%程度ずつ伸ばすことを目標としました。
市立小・中学校の文化芸術 鑑賞・体験1校あたり の実施回数	文化芸術鑑賞・体験授業の 年間実施回数合計 ／全市立小学校数＋ 同／全市立中学校数	4.7回 3.4回＋1.3回 (2017)	5.0回 3.6回＋1.4回 (2023)	芸術鑑賞授業、対話による美術鑑賞授業をすでに全小学校実施していることや授業時間数に限りがあることから、毎年いずれかの学校で1回程度ずつ増やすことを目標としました。
対話による美術鑑賞を 実施するガイドスタッフ 1人当たりの児童数	美術鑑賞授業に参加した 児童数の合計／ 美術鑑賞授業に参加した ガイドスタッフの合計	5.9人 (2017)	5.0人 (2023)	子どもたちに質の高い美術鑑賞授業を提供するために必要なガイドスタッフの派遣人数（学校授業13人程度、美術館訪問16人程度）を確保することを目標としました。
美術館等で対話による 美術鑑賞を行った児童が 美術作品に興味を持った割合	対話による美術鑑賞に 参加した児童の アンケートで測定	80.6% (2018)	85.5% (2023)	日ごろの授業を通して、児童が美術作品へ興味を持てるよう指導し、毎年1%程度ずつ伸ばすことを目標としました。

項目	計算式等	現状	目標	目標の設定理由
仮称:やまと文化芸術サポーター制度の設立に向けた調査研究及び人材育成	—	—	制度設立 (2023)	誰もが文化芸術の担い手として主体的に参加できる仕組みを制度化することを目標としました。
イラストレーションデザインコンペの年間応募者数	イラストレーションデザインコンペに応募した人数の合計	343人 (2018)	470人 (2023)	過去5年の最高値(463人)を踏まえ、それを上回ることを目標としました。
イラストレーションデザインコンペ入賞者への年間制作依頼件数	イラストレーションデザインコンペ入賞者にイラスト制作を依頼した年間件数	22件 (2017)	40件 (2023)	毎年3件ずつ増やしていくことを目標としました。
やまと子ども伝統文化塾の受講者数	やまと子ども伝統文化塾の受講者数の累計	1,356人 (2018)	2200人 (2023)	過去5年間の平均年間受講者数(200人程度)を踏まえ、日本の伝統文化を習得した子どもを倍以上にすることを目標としました。
文化芸術イベント全体の認知状況	文化・芸術に関する市民アンケート調査で測定	62.9% (2018)	75.0% (2023)	あらゆる情報媒体を活用するなど、文化芸術イベントを周知する取り組みを推進し、毎年2%程度ずつ伸ばすことを目標としました。
やまと芸術文化ホール年間利用者数	やまと芸術文化ホール(メインホール・サブホール・ギャラリー・マルチスペース)利用者数	306,018人 (2017)	324,000人 (2023)	文化芸術振興のための取り組みを推進し、毎年1%程度ずつ伸ばすことを目標としました。
やまと芸術文化ホールホームページ年間アクセス件数	やまと芸術文化ホールのホームページにアクセスした年間件数	594,284件 (2017)	598,000件 (2023)	文化芸術振興のための取り組みを推進し、毎年1%程度ずつ伸ばすことを目標としました。
YAMATO ART100として採用した文化芸術イベント数	YAMATO ART100として採用した文化芸術イベント数	102件 (2018)	100件以上 (2023)	過去5年の最多採用数(103件)を踏まえ、現状を維持することを目標としました。
多文化共生・国際交流が行われていると思う市民の割合	総合計画に関する市民意識調査で測定	22.3% (2016)	29.5% (2023)	第2期計画期間中の達成状況を踏まえ、毎年1%程度ずつ伸ばすことを目標としました。
文化芸術に期待する役割に「多文化共生」を挙げる市民の割合	文化・芸術に関する市民アンケート調査で測定	13.7% (2018)	20.0% (2023)	文化芸術による多文化共生社会の実現に貢献する活動を推進し、毎年1%程度ずつ伸ばすことを目標としました。
やまと世界料理の屋台村の認知状況	文化・芸術に関する市民アンケート調査で測定	16.3% (2018)	35.0% (2023)	国際化協会と協力し、本イベント魅力をPRし、2018年度の調査時に認知状況が最も高い大和市文化祭一般公募展(33.0%)を上回ることを目標としました。

大和市文化芸術振興条例

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術振興についての基本理念、市民の役割、市の役割及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。

2 文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものとする。

3 文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。

4 文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携するものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する役割を担うものとする。

(市の役割)

第4条 市は、第2条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、市民が文化芸術に親しむとともに、文化芸術を継承し、創造し、及び発信することができるよう環境の整備を図るものとする。

3 市は、文化芸術の振興を図るために、文化芸術活動を行う者及び団体、企業、国、神奈川県等と連携するものとする。

(子どものための施策推進)

第5条 市は、次代を担う子どもの豊かな人間性を育み、子どもが文化芸術に親しむための施策を推進するものとする。

(多文化共生のための施策推進)

第6条 市は、国籍、民族等の異なる市民が互いの文化を認め合い、多様な文化が共生するための施策を推進するものとする。

(文化芸術振興基本計画)

第7条 市長は、文化芸術振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大和市文化芸術振興基本計画を策定するものとする。

2 市長は、大和市文化芸術振興基本計画を策定し、又は改定しようとするときは、次条に規定する大和市文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

(文化芸術振興審議会)

第8条 文化芸術の振興に関する基本的な事項を審議するため、附属機関として大和市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する事項について調査審議し、答申する。

3 審議会は必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会の委員数は10人以内とする。

(顕彰)

第9条 市は、文化芸術の継承、創造及び発信に努め、本市の文化芸術に親しむ環境づくりに寄与したもののうち、その功績が特に顕著なものについて、顕彰に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

大和市文化芸術振興条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、大和市文化芸術振興条例（以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の所掌事務)

第2条 条例第8条に規定する大和市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 文化芸術振興基本計画の策定、改定及び進行管理に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。
- (2) 文化芸術の振興に関する重要な施策等につき、市長に対し意見を述べること。
- (3) 文化芸術の振興のための表彰に関する事項につき、市長に対し意見を述べること。

(委 員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の文化芸術活動団体において活動する者
- (3) 市長が行う公募に応じた市民
- (4) その他市長が必要と認めた者

(会 長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員又は補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会 議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(顕彰の対象)

第9条 条例第9条の規定による顕彰は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化芸術賞 文化芸術の分野における活躍が顕著で、その功績を称えることが、市の文化芸術振興に寄与するものと認められるものに対して表彰する。
 - (2) 文化芸術振興賞 市の文化芸術振興に長きにわたって貢献し、その功績を称える必要があると認められるものに対して表彰する。
 - (3) 文化芸術未来賞 未来の活躍が期待され、その活動を称えることが、受賞者の活動を後押しし、ひいては市の文化芸術振興に貢献すると期待できるものに対して表彰する。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、市の文化芸術振興に寄与するものと市長が認めるものについて表彰するものとする。

付属資料

(被表彰者の選考)

第10条 被表彰者の選考は、市長の部局又は文化芸術活動団体の推薦に基づき、市長が審議会の意見を聴いた上で決定する。

(表彰の方法)

第11条 表彰は、表彰状及び記念品を授与することにより行う。

2 表彰は、毎年、国民の祝日に関する法律第2条に規定する文化の日に行う。ただし、特別な事情のあるときは、この限りでない。

(庶務)

第12条 審議会及び表彰の庶務は、文化振興主管課において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

